

第二次スクリーニング計画について

●宅地耐震化推進事業とは

過去の大地震において、大規模に盛土された宅地で滑動崩落等による崖崩れ又は土砂の流出による被害が発生しています。

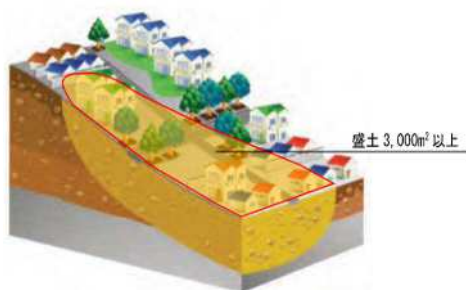
この予防対策を進めるために、地方公共団体が変動予測調査をし、住民の被害に関する理解を深め、宅地における被害を軽減するために、危険個所の滑動崩落防止工事を行う事業です。

●大規模盛土造成地とは

盛土造成地のうち、以下の要件に該当するものを「大規模盛土造成地」と呼びます。

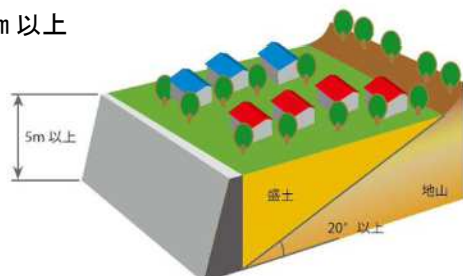
①谷埋め型大規模盛土造成地のイメージ

- ・盛土の面積が 3,000m² 以上



②腹付け型大規模盛土造成地のイメージ

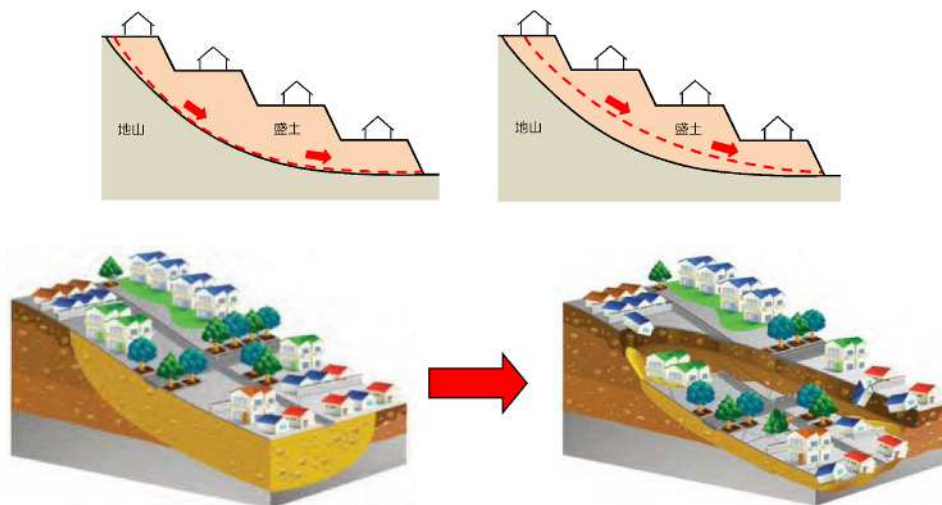
- ・盛土をする前の地盤面の水平面に対する角度が 20 度以上で、かつ、盛土の高さが 5m 以上



(出典：国土交通省)

●滑動崩落とは

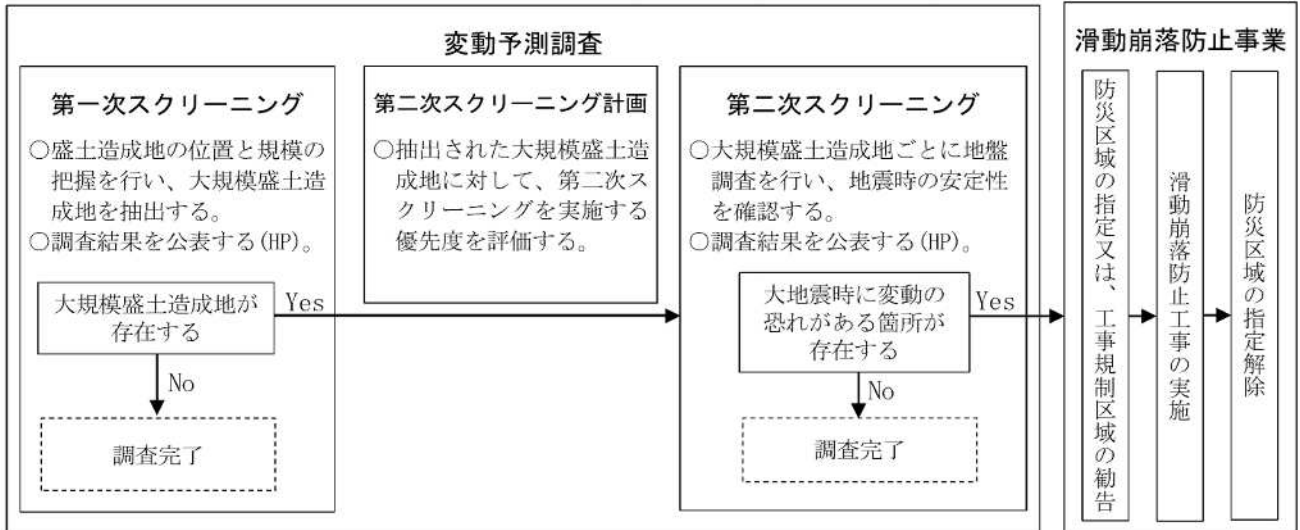
地震力及び盛土の自重による盛土の滑り出す力が、主として盛土底面部をすべり面として、滑り面に対する抵抗力（最大摩擦抵抗力など）を上回り、旧地形沿って流動・変動または斜面下部方向へ移動することを「滑動崩落」と呼びます。



滑動崩落のイメージ

(出典：国土交通省)

●大規模盛土造成地の調査から対策までの流れ



過年度に実施された「第一次スクリーニング(大規模盛土造成地の抽出)」によって、熱海市では14箇所の大規模盛土造成地が確認されました。大規模盛土造成地の位置については静岡県ホームページにて調査結果が公表されています。

マップの「大規模盛土造成地」は、対象となる盛土の位置を示すものであり、危険な造成地を表すものではありません。

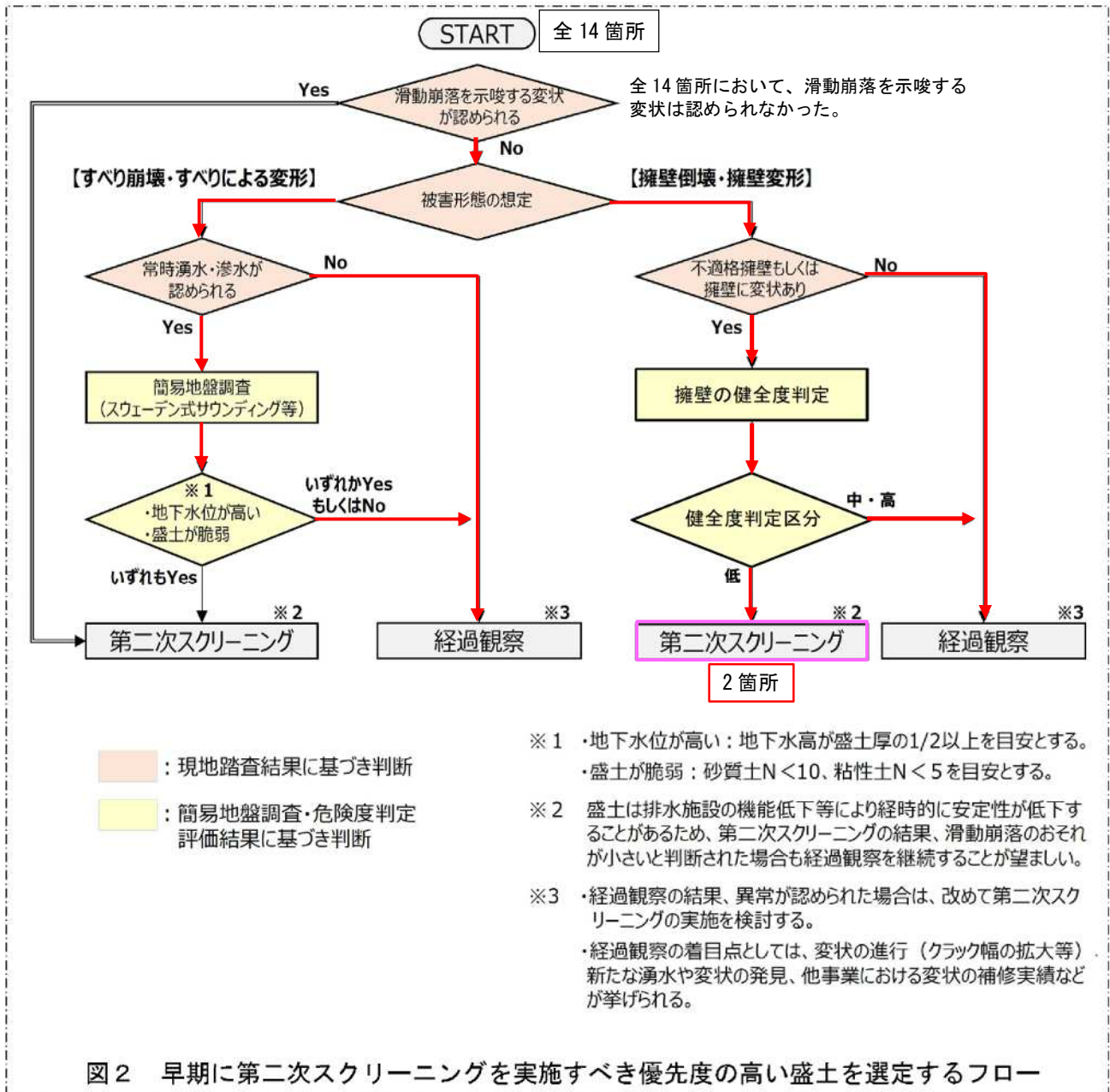
●第二次スクリーニング計画

抽出された14箇所の大規模盛土造成地について、「第二次スクリーニング」を進める優先度を評価する「第二次スクリーニング計画」を実施しました。

優先度フローにおけるランク

ランク	内容	箇所数	
第二次スクリーニング	・擁壁健全度「低」となる変状が認められた造成地	2箇所	
経過観察	・経過観察を行い、異常が認められた場合や、滑動崩落を示唆する変状が新たに認められた場合に「第二次スクリーニング」を実施する	a 軽微な変状が認められた造成地	5箇所
		b 変状は認められない 地下水位が有る造成地	3箇所
		c 変状・地下水位は認められない 盛土下に不安定な土層が想定される造成地	3箇所
		d 変状・地下水位・盛土下に不安定な土層は認められない造成地	1箇所

優先度評価フロー



出典：ガイドラインの補足「4. 安全性の把握を効果的に進めていくための方策」（国交省）p. 2 を編集